

作成日 2011/11/5

改訂日 2025/10/27

安全データシート

1. 化学品及び会社情報

化学品の名称 35%塩酸
供給者の会社名称 サンワ化学株式会社
住所 静岡県袋井市浅羽2777-1
担当部門 品質保証部
電話番号 0538-23-6611
推奨用途 工業用一般
使用上の制限 推奨用途以外の用途へ使用する場合は専門家/化学物質専門家等の判断を仰ぐこと。

2. 危険有害性の要約
化学品のGHS分類

健康有害性 急性毒性(経口) 区分4
急性毒性(吸入:粉じん、ミスト) 区分2
皮膚腐食性/刺激性 区分1
眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性 区分1
呼吸器感作性 区分1
特定標的臓器毒性(単回ばく露) 区分1(呼吸器系)

特定標的臓器毒性(反復ばく露) 区分1(呼吸器系
菌)

環境有害性 水生環境有害性 短期(急性) 区分1
上記で記載がない危険有害性は、区分に該当しない
か分類できない。

GHSラベル要素

絵表示



注意喚起語 危険
危険有害性情報 H302 飲み込むと有害
H314 重篤な皮膚の薬傷及び眼の損傷
H330 吸入すると生命に危険
H334 吸入するとアレルギー、ぜん(喘)息又は呼吸困難を起こすおそれ
H370 呼吸器系の障害
H372 長期にわたる、又は反復ばく露による呼吸器系、菌の障害
H400 水生生物に非常に強い毒性

注意書き

安全対策

粉じん/煙/ガス/ミスト/蒸気/スプレーを吸入しないこと。(P260)
粉じん/煙/ガス/ミスト/蒸気/スプレーの吸入を避けること。(P261)
取扱い後はよく手を洗うこと。(P264)
保護手袋/保護衣/保護眼鏡/保護面を着用すること。(P280)

応急措置

呼吸用保護具を着用すること。(P284)
飲み込んだ場合:口をすすぐこと。無理に吐かせないこと。(P301+P330+P331)
皮膚又は髪に付着した場合:直ちに汚染された衣類を全て脱ぐこと。皮膚を水又はシャワーで洗うこと。(P303+P361+P353)
吸入した場合:空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。(P304+P340)

眼に入った場合: 水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。
(P305+P351+P338)

ばく露又はばく露の懸念がある場合: 医師に連絡すること。(P308+P311)

直ちに医師に連絡すること。(P310)

特別な処置が緊急に必要である。(P320)

特別な処置が必要である。(P321)

呼吸に関する症状が出た場合: 医師に連絡すること。
(P342+P311)

保管

換気の良い場所で保管すること。容器を密閉しておくこと。(P403+P233)

3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区別

混合物

化学名又は一般名	濃度又は濃度範囲	化学式	官報公示整理番号		CAS番号
			化審法	安衛法	
塩酸	35%	HCl	(1)-215	既存	7647-01-0
水	65%	H2O	-	-	7732-18-5

4. 応急措置

吸入した場合

直ちに医師に連絡すること。

吸入した場合、空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。

呼吸に関する症状が出た場合には、医師に連絡すること。

ばく露又はばく露の懸念がある場合、医師に連絡すること。

特別な治療が緊急に必要である。

皮膚に付着した場合

皮膚に付着した場合、多量の水と石鹸で洗うこと。

皮膚刺激が生じた場合、医師の診断、手当てを受けること。

ばく露又はばく露の懸念がある場合、医師に連絡すること。

眼に入った場合

直ちに医師に連絡すること。

眼に入った場合、水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。

ばく露又はばく露の懸念がある場合、医師に連絡すること。

飲み込んだ場合

飲み込んだ場合、直ちに医師に連絡すること。

口をすすぐこと。

ばく露又はばく露の懸念がある場合、医師に連絡すること。

5. 火災時の措置

適切な消火剤

この製品自体は、燃焼しない。

火災時の特有の危険有害性

燃焼ガスには、一酸化炭素などの有毒ガスが含まれるので、消火作業の際には、煙の吸入を避ける。

特有の消火方法

消火作業は、風上から行う。

周辺火災の場合に移動可能な容器は、速やかに安全な場所に移す。

火災発生場所の周辺に関係者以外の立入りを禁止する。

消火活動を行う者の特別な保護具及び予防措置

関係者以外は安全な場所に退去させる。

呼吸用保護具を着用すること。

消火作業では、適切な保護具(手袋、眼鏡、マスクなど)を着用する。

6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項、
保護具及び緊急時措置

呼吸用保護具を着用すること。

環境に対する注意事項

多量の場合、人を安全な場所に退避させる。
必要に応じた換気を確保する。

封じ込め及び浄化の方法
及び機材

漏出物は回収すること。
漏出物を河川や下水に直接流してはいけない。
少量の場合、吸着剤(土・砂・ウエスなど)で吸着させ
取り除いた後、残りをウエス、雑巾などでよく拭き取
る。大量の水で洗い流す。

二次災害の防止策

多量の場合、盛り土で囲って流出を防止し、安全な場
所に導いてからドラムなどに回収する。
付近の着火源となるものを速やかに除くとともに消火
剤を準備する。
床に漏れた状態で放置すると、滑り易くスリップ事故
の原因となるため注意する。
漏出物の上をむやみに歩かない。

7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い

技術的対策

『8. ばく露防止及び保護措置』に記載の設備対策を
行い、保護具を着用する。

安全取扱注意事項

蒸気またはヒュームやミストが発生する場合は、局所
排気装置を設置する。

取扱い場所の近くに、洗眼及び身体洗浄のための設
備を設置する。

この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこ
と。

取扱い後はよく手を洗うこと。

屋外又は換気の良い場所でのみ使用すること。

呼吸用保護具を着用すること。

保護手袋、保護衣、保護眼鏡、保護面を着用するこ
と。

粉じん、煙、ガス、ミスト、蒸気、スプレーを吸入しない
こと。

保管

接触回避

『10. 安定性及び反応性』を参照。

安全な保管条件

『10. 安定性及び反応性』を参照。

施錠して保管すること。

容器を密閉して換気の良い場所で保管すること。

8. ばく露防止及び保護措置

	管理濃度	許容濃度(産衛学会)	許容濃度(ACGIH)
塩酸	未設定	【最大許容濃度】 2ppm(3.0mg/m ³)	設定あり

厚生労働大臣が定める濃度の基準		
	8時間濃度基準値	短時間濃度基準値/天井値
塩酸	未設定	未設定

許容濃度(ACGIH)参照先: <https://www.acgih.org/>

設備対策

蒸気、ヒューム、ミストまたは粉塵が発生する場合は、
局所排気装置を設置する。

取扱い場所の近くに、洗眼及び身体洗浄のための設
備を設置する。

保護具

呼吸用保護具

リスクアセスメント等の結果に応じて、適正な呼吸用
保護具を選択し、着用すること。

手の保護具	状況に応じて、不浸透性、不透過性の保護手袋等適切な保護具を着用すること。 リスクアセスメント等の結果に応じて、適正な保護手袋を選択し、着用すること。
眼、顔面の保護具	リスクアセスメント等の結果に応じて、適正な眼および顔面の保護具を選択し、着用すること。
皮膚及び身体の保護具	状況に応じて、不浸透性、不透過性の保護衣、履物等適切な保護具を着用すること。 リスクアセスメント等の結果に応じて、適正な保護衣、履物を選択し、着用すること。
9. 物理的及び化学的性質	
物理状態	液体
形状	透明液体
色	無色～淡黄色
臭い	刺激臭
融点／凝固点	-50°C
沸点又は初留点及び沸点範囲	108°C(at 20°C)
引火点	引火せず
pH	強酸性
溶解度	水に任意の割合で混合する。
蒸気圧	20hPa(20°C)
密度及び／又は相対密度	1.18g/cm ³ (20°C)
塩酸として	
融点／凝固点	-17.14°C(10.81%), -62.25°C(20.69%), -46.2°C(31.24%), -25.4°C(39.17%)
沸点又は初留点及び沸点範囲	108.58(共沸点)°C(760mmHg, 20.22%HCl)
密度及び／又は相対密度	1.05(10.17%w/w, 15°C, 4°C), 1.10(20%w/w, 15°C, 4°C), 1.15(29.57%w/w, 15°C, 4°C), 1.204(39.11%w/w, 15°C, 4°C)
10. 安定性及び反応性	
反応性	アルカリ性物質と接触すると反応する。
化学的安定性	通常条件では安定である。
避けるべき条件	日光、熱。
混触危険物質	アルカリ性物質。金属類。
危険有害な分解生成物	塩素、水素、塩化水素。
11. 有害性情報	
急性毒性	経口 経皮
	急性毒性推定値が ⁶ 680mg/kgのため区分4とした。 急性毒性推定値が ⁶ 5000mg/kg超のため区分に該当しないとした。
	毒性未知成分を考慮濃度(0.1%)以上含有しているため、区分に該当しないから分類できないに変更。
	吸入
	(気体) GHS定義による気体ではない。 (蒸気) データ不足のため分類できない。 (粉じん・ミスト) 急性毒性推定値が ⁶ 0.42mg/lのため区分2とした。 区分1の成分合計が ⁶ 35%のため、区分1とした。 眼区分1の成分合計が35%のため、区分1とした。
皮膚腐食性／皮膚刺激性	区分1の成分が35%のため、区分1とした。
眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性	危険有害性区分に該当する成分を濃度限界以上含有しないため、区分に該当しないとした。
呼吸器感作性	危険有害性区分に該当する成分を濃度限界以上含有しないため、区分に該当しないとした。
皮膚感作性	危険有害性区分に該当する成分を濃度限界以上含有しないため、区分に該当しないとした。
生殖細胞変異原性	危険有害性区分に該当する成分を濃度限界以上含有しないため、区分に該当しないとした。

発がん性
 生殖毒性
 特定標的臓器毒性(単回ばく露)
 特定標的臓器毒性(反復ばく露)
 誤えん有害性

毒性未知成分を考慮濃度(0.1%)以上含有しているため、区分に該当しないから分類できないに変更。
 危険有害性区分に該当する成分を濃度限界以上含有しないため、区分に該当しないとした。
 (生殖毒性)
 危険有害性区分に該当する成分を濃度限界以上含有しないため、区分に該当しないとした。
 毒性未知成分を考慮濃度(0.1%)以上含有しているため、区分に該当しないから分類できないに変更。
 (生殖毒性・授乳影響)
 データ不足のため分類できない。
 区分1(呼吸器系)の成分が35%のため、区分1(呼吸器系)とした。
 区分1(呼吸器系)の成分が35%のため、区分1(呼吸器系)とした。
 区分1(菌)の成分が35%のため、区分1(菌)とした。
 動粘性率が不明のため、分類できないとした。

12. 環境影響情報

水生環境有害性 短期(急性)
 水生環境有害性 長期(慢性)
 生態毒性
 残留性・分解性
 生体蓄積性
 土壌中の移動性
 オゾン層への有害性

区分1×毒性乗率の成分合計が35%のため、区分1とした。
 (毒性乗率×100×区分1)+(10×区分2)+区分3の成分合計が0%のため、区分に該当しないとした。
 データなし
 データなし
 データなし
 データなし
 データ不足のため分類できない。

13. 廃棄上の注意

残余廃棄物
 汚染容器及び包装

廃棄の前に、可能な限り無害化、安定化及び中和などの処理を行って危険有害性のレベルを低い状態にする。
 内容物／容器を都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に委託すること。
 容器は清浄にしてリサイクルするか、関連法規並びに地方自治体の基準に従って適切な処分を行う。
 空容器を廃棄する場合は、内容物を完全に除去すること。

14. 輸送上の注意

国際規制
 海上規制情報
 UN No. 1789
 Proper Shipping Class 8
 Packing Group II
 Marine Pollutant applicable
 Liquid Substance Transported in Bulk According to MARPOL 73/78, Annex II, the IBC Code Not applicable
 航空規制情報
 UN No. 1789
 Proper Shipping Class 8
 Packing Group II

IMOの規定に従う。
 ICAO/IATAの規定に従う。

国内規制
 陸上規制
 海上規制情報
 国連番号 1789

毒物及び劇物取締法の規定に従う。
 船舶安全法の規定に従う。

品名	塩酸
クラス	8
容器等級	II
海洋汚染物質	該当
MARPOL 73/78 附属書II 及びIBC コードによるばら積み輸送される液体物質	非該当
航空規制情報	航空法の規定に従う。
国連番号	1789
品名	塩酸
クラス	8
等級	II
緊急時応急措置指針番号	157

15. 適用法令

労働安全衛生法

特定化学物質第3類物質(特定化学物質障害予防規則第2条第1項第6号)

塩化水素

名称等を表示すべき危険物及び有害物(法第57条第1項、施行令第18条第2号～第3号、安衛則第30条別表第2)

塩化水素

名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第57条の2第1項、施行令第18条の2第2号～第3号、安衛則第34条の2別表第2)

塩化水素(安衛則別表第2の番号:309)(35%)

腐食性液体(労働安全衛生規則第326条)

歯科健康診断対象物質(法第66条第3項、施行令第22条第3項)

特別規則に基づく不浸透性の保護具等の使用義務物質(令和5年7月4日基発0704第1号・5該当物質の一覧)

塩化水素

労働安全衛生法(表示・通知対象物質、がん原性物質)(令和8年施行分)

名称等を表示すべき危険物及び有害物(法第57条第1項、施行令第18条第2号～第3号、安衛則第30条別表第2)

塩化水素

名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第57条の2第1項、施行令第18条の2第2号～第3号、安衛則第34条の2別表第2)

塩化水素(安衛則別表第2の番号:309)(35%)

労働安全衛生法(表示・通知対象物質、がん原性物質)(令和9年施行分)

名称等を表示すべき危険物及び有害物(法第57条第1項、施行令第18条第2号～第3号、安衛則第30条別表第2)

塩化水素

名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第57条の2第1項、施行令第18条の2第2号～第3号、安衛則第34条の2別表第2)

塩化水素(安衛則別表第2の番号:309)(35%)

毒物及び劇物取締法

劇物(指定令第2条)

塩化水素を含有する製剤(35%)

化学物質排出把握管理促進法(PRTR法)

非該当

水質汚濁防止法

指定物質(法第2条第4項、施行令第3条の3)

麻薬及び向精神薬取締法

麻薬向精神薬原料(法第2条第1項第7号別表第4第9号、指定令第5条)

大気汚染防止法

有害物質(法第2条第1項第3号、施行令第1条)

特定物質(法第17条第1項、施行令第10条)

海洋汚染防止法
外国為替及び外国貿易法

有害液体物質(Z類物質)(施行令別表第1)
輸出貿易管理令別表第1の16の項
輸出承認貨物・麻薬向精神薬原料(法第48条第3
項、輸出令第2条別表第2の21の3の項、平成4年6
月19日省令第38号・第1条)

船舶安全法
航空法

腐食性物質(危規則第3条危険物告示別表第1)
腐食性物質(施行規則第194条危険物告示別表第
1)

港則法

その他の危険物・腐食性物質(法第20条第2項、規
則第12条、危険物の種類を定める告示別表)

道路法

車両の通行の制限(施行令第19条の13、(独)日本
高速道路保有・債務返済機構公示第12号・別表第
2)

労働基準法

疾病化学物質(法第75条第2項、施行規則第35条
別表第1の2第4号1)

食品衛生法

食品添加物

16. その他の情報

参考文献

NITE

その他

記載内容は、現時点で入手できる資料、情報、データ
に基づき作成していますが、情報の正確さ、安全性を
保証するものではありません。未知の有害性がありう
るため、取り扱いには細心の注意が必要で、ご使用
者各位の責任において、安全な使用条件を設定下さ
るようお願い致します。